

令和6年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手続のお知らせ（7月申請）

「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）は、生徒の保護者の所得に応じ、**授業料が無料**になる国の制度です。
今年度より、就学支援金の申請は**原則オンライン**にて受け付けます。以下の案内をご確認の上、お手続きをお願いいたします。
以前にマイナンバーを提出し、現在就学支援金の認定を受けている方で、住所や保護者に変更がない場合は、書類の提出は不要です。

1 支給対象

支給対象となる世帯
(審査基準) 「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が
30万4,200円未満の世帯

- ※ おおよその年収が910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
- ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ※ 早生まれ（生年月日が平成20年1月2日から同年4月1日までの間をいいます。）の生徒を扶養している場合は、保護者1名の「区市町村民税の課税標準額」から33万円を減じて計算します。
- ※ 上記審査基準を満たさない場合でも、保護者等の事故、病気、失職、災害等の家計急変により収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、就学支援金の適用が受けられる場合があります。詳細については下記問合せ先に御連絡ください。

- ※ 上記審査基準を満たさないことにより就学支援金を受給できない場合は、都の授業料免除制度の申請を別途行っていただくことにより、授業料が免除されます。ただし、授業料免除制度の申請を行う場合は、就学支援金の申請も必ず行ってください。就学支援金が不申請の場合は、授業料免除を受けることはできません。

課税標準額、調整控除の額はマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。

※マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



2 申請に必要な手続き

①就学支援金を申請する方

- ・都立高等学校オンライン申請受付システムでの受給資格認定申請
- ・マイナンバー収集台紙等必要書類の学校への提出

※申請者によって必要な書類が異なります。
下記フローチャートで必要書類を確認し、書類を準備してください。

②就学支援金を申請しない方

- ・都立高等学校オンライン申請受付システムでの不申請意向の提出
- 就学支援金のオンライン申請は、以下のURL又はQRコードより行ってください。
初回ログインに際しては、入学する学校より配布されるログイン通知書をご確認ください。

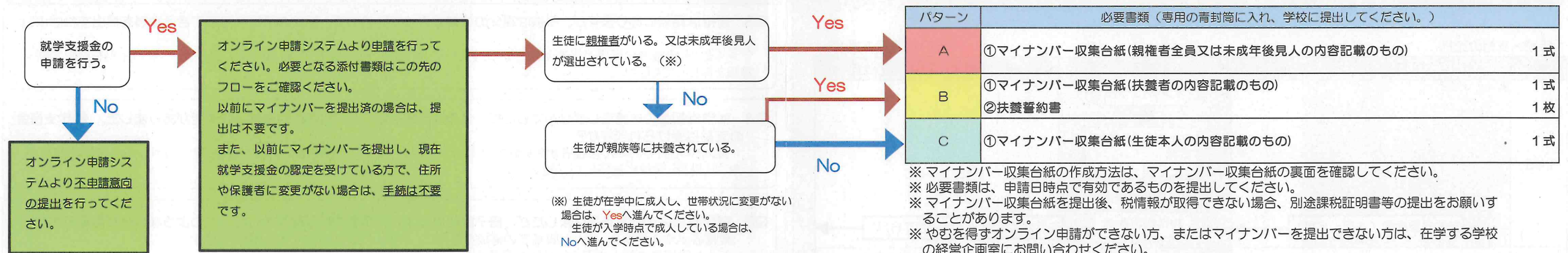
(オンライン申請サイトURL)

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>

オンライン申請サイト
QRコード



3 フローチャート



4 提出日・提出方法・問合せ先

提出日
提出方法

提出日・提出方法は、在学する学校で別に指定します。

問合せ先

不明な点については、在学する学校の経営企画室にお問い合わせください。

就学支援金制度の詳細や法令は、東京都教育委員会及び文部科学省のホームページでも案内しています。

裏面も確認してください。

東京都教育委員会印刷物登録
令和6年度 第27号

東京都教育委員会

就学支援金制度の詳しい説明や、よくある質問を掲載しています。

1 就学支援金の具体的な支給額や支給対象の例外はありますか？

授業料（支給額）			
全日制	定時制	定時制（単位制）	通信制
月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき ※ 1,740円	1単位につき ※ 336円

※ 履修登録を行った単位数が就学支援金の支給対象となり、年間30単位（通算74単位）が支給上限です。
なお、支給上限を超過した履修単位数に係る授業料は、別に免除申請を行うことができます。

■ 支給対象とならない方

- 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- 高等学校等に在学した期間が通算して（転学等を含む。）、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方

2 申請後のスケジュールを教えてください。

対象	今後の予定
就学支援金を申請された方	本年10月頃に、審査結果を郵送します。認定となった場合、支援金は学校に直接給付されます。
就学支援金を申請しない方	本年9月頃に、9月末日を納付期限とした「授業料納入通知書（7月～3月分）」を郵送します。

《所得制限により就学支援金が不認定となった場合》

所得制限により就学支援金が不認定となった場合は、不認定通知が届いた日の翌日以降30日以内に都の授業料免除制度の申請を行っていただくことで、授業料が免除されます。授業料免除の申請に必要な書類は、在学する学校の経営企画室から入手してください。

手続・支給の流れ

（全日制課程の場合）

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生	支給対象期間（4月～6月）			オンライン申請 ↓ マイナンバー収集台紙 ↓ 学校に提出 ↓ 税情報の取得	支給対象期間（7月～翌年6月）							
2年生				税情報の取得	支給対象期間（7月～翌年6月）							
3年生				税情報の取得	支給対象期間（7月～翌年3月）							

■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。

なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。提出されたマイナンバーは他の就学支援事業（東京都立学校等給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金、東京都立学校等学び直し支援金）に利用する場合があります。あらかじめ御承知おきください。

3 申請上の注意点はありますか？

- 一度提出した書類は返却できませんので、原本をお手元に残す必要がある場合は、写し（コピー）を提出してください。提出の際は、氏名やマイナンバー等の文字が鮮明に分かるように複写してください。
- 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。
 - 一時的に親権を行う児童相談所長
 - 児童福祉施設の長
 - 法人である未成年後見人
 - 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- 所得確認の対象となる方が日本国内に在住していない等の理由により、マイナンバーを有していない場合はマイナンバー収集台紙の提出は不要です。
- 確定申告等を通じて税の申告を行っていない場合、提出したマイナンバーを利用しても、審査に必要な税額が取得できず、審査ができない場合があります。その場合、別途区市町村等への税の申告等を求める場合があります。

4 その他よくある質問

Q1 申請後、就学支援金はいつ頃受け取れますか？

就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。

Q2 誤って不申請意向の提出を行いました。これから申請すれば、遡って受給できますか？

申請は可能ですが、手続を行った当月又は翌月から支給対象となります。遡っての支給はできません。

Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の所得が審査対象となりますので、この場合、親権者である両親の個人番号カード等の所得を確認できる書類を提出してください。

Q4 就学支援金の申請をしましたが、父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続が必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類を学校に提出してください。

Q6 休学をする場合に手続は必要ですか？

休学する期間については、授業料は課されませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続と併せて、就学支援金の停止手続を行ってください。復学の際に、支給手続を行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続については、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？

自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。